

不在者投票宣誓書兼請求書

月 日

私は、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

(事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体の障害・出産・転出・悪天候など)

フリガナ		生 年 月 日	明・大・昭・平・西暦
氏 名			年 月 日
住 所 (名簿登録地)	世田谷区	丁目	番 号
	(アパート等の名称・部屋番号)		

※必ずご記入ください (必ず受け取れる場所をお書きください)

投票用紙等 希望送付先	〒	—	(アパート等の名称・部屋番号まで正確にご記入ください)
	都 道	区 市	
	府 県	町 村	
	自宅	()	携帯 ()

○世田谷区以外の区市町村で不在者投票をされる場合は、この用紙に必要な事項をご記入のうえ、郵送または持参により世田谷区選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。世田谷区選挙管理委員会から、**投票用紙等を希望送付先に郵送します。**

※詳しくは、次のページをご覧ください。

○投票用紙等が届きましたら、**不在者投票所の場所及び受付時間をご確認のうえ**、滞在先・転出先の区市町村の不在者投票所にご本人が出向き、不在者投票を行ってください。

【記入例】

不在者投票宣誓書兼請求書		6月14日	
私は、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。 (事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体の障害・出産・悪天候など)			
フリガナ	セタガヤ ハナコ	生 年 月 日	明・大・昭・平・西暦
氏 名	世田谷 花子		55年 2月 1日
住 所 (名簿登録地)	世田谷区 世田谷	4丁目	21番 27号
	(アパート等の名称・部屋番号) けやきマンション101		

← 「請求日」を必ずご記入ください。

← アパート等の名称・部屋番号まで正確にご記入ください。

※必ずご記入ください (必ず受け取れる場所をお書きください)

投票用紙等 希望送付先	〒	378 - 0101	(アパート等の名称・部屋番号まで正確にご記入ください)	
	都 道	群馬	区 市	利根郡川場
	府 県	府 県	町 村	町 村
	谷地	2390-2	北沢方	
	自宅	03 (0000) 0000	携帯	090 (0000) 0000

投票区

東京都議会議員選挙における不在者投票の 投票用紙等の請求方法について

出張・用事・転出などにより、滞在先・転出先の区市町村（世田谷区以外の区市町村）で、令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙の不在者投票をされる方は、次の方法で投票用紙等の請求をしてください。希望送付先に投票用紙等を郵送します。

【世田谷区の選挙人名簿に登録がある方の請求先】

〒154-8788 [選挙期間専用] 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区選挙管理委員会事務局

TEL 03-5432-2751

1 不在者投票期間

令和7年6月14日（土）～6月21日（土）

2 投票用紙等の請求

(1) 前のページの【不在者投票宣誓書兼請求書】に必要事項を記入します。

※誤送等を防ぐため『投票用紙等希望送付先』欄には、アパート等の名称・部屋番号まで正確にご記入ください。

※記載内容について、確認事項が生じた場合、記載の連絡先に連絡させていただくため、日中連絡がつながる連絡先をご記入ください。

(2) 【不在者投票宣誓書兼請求書】を郵送または持参により、世田谷区選挙管理委員会に提出し、投票用紙等の交付を請求してください。なお、告示日（6月13日（金））以前に請求した方の投票用紙等については告示日の翌日（6月14日（土））に発送予定です。

◆最近住所（都内に限る）を変えた方、変える予定の方◆

新住所地の選挙管理委員会にご自分の名簿登録の有無をご確認ください。登録があれば、そのまま、手続きについてご確認ください。

新住所地の選挙人名簿にまだ登録されていない場合で、前住所地（都内の区市町村に限る）に選挙人名簿登録がある方は、引き続き都内に住所を有することが確認できれば前住所地で投票することができます。手続きについては、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、世田谷区に選挙人名簿登録がある場合の手続きは、次のいずれかになります。

①住民票の写し（名簿登録地である世田谷区の住所と現在の住所が記載されているもの）を【不在者投票宣誓書兼請求書】と一緒に提出する。※選挙用の住民票は無料になります。

②住民票の写しの添付がない場合、選挙管理委員会で住所の確認手続きをさせていただきます。

3 投票方法

投票用紙等が届いたら、滞在先・転出先の区市町村の不在者投票所にご本人が出向き、不在者投票をしてください。

※不在者投票所の場所及び受付時間については、滞在先・転出先の区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 注意事項

(1) **投票日までに都外に転出される方は、東京都議会議員選挙の不在者投票を行うことはできません。**

(2) 今年の夏に予定されている参議院議員選挙の投票用紙等の請求については、別途、ホームページに掲載しております参議院議員選挙の【不在者投票宣誓書兼請求書】からお申込みください。

(3) 指定された病院、老人ホーム等に入院(所)中の方は、その施設内で不在者投票できます。【不在者投票宣誓書兼請求書】を提出される前に、指定施設に該当するかなどを施設にお問い合わせください。

(4) ご自分の選挙人名簿登録がどこの区市町村にあるか分からない場合は、現住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。